

令和6年3月25日

## 吸収合併に係る事後開示書面

東京都中央区京橋一丁目11番1号関電不動産八重洲ビル4階  
サークレイス株式会社  
代表取締役社長 佐藤 潤

当社とFTL株式会社は、令和6年3月25日を効力発生日として、当社を存続会社、FTL株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併について法令の定めに従い本書面を当社本店に備置いたします。

### 1 吸収合併が効力を生じた日

2024年3月25日

### 2 吸収合併消滅会社における会社法784条の2、第785条及び第787条並びに第789条の規定による手続きの経過

#### (1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求についての該当事項はありませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありませんでした。

#### (3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありませんでした。

#### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2024年2月22日付の官報にて公告をいたしましたが、所定の期間内に会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

### 3 吸収合併存続会社における会社法796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過

#### (1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、吸収合併存続会社は、2024年2月22日付の官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に会社法799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である令和6年3月25日をもってFTL株式会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました

5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6 会社法第921条の変更の登記をした日

2024年3月29日登記（予定）

7 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上